

令和5年度第5回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和5年8月8日(火)午後2時00分から

2. 開催場所 男鹿市役所 5階大会議室

3. 出席委員数 (16名)※吉田会長途中退席他2名が欠席

出席者 (会長) 吉田陽一(秋田市で会議のため途中退席)

(代理) 戸部秀悦

(委員)

1番 佐藤洋介

2番 加藤和洋

3番 伊藤淑榮

4番 鈴木和俊

5番 高橋郁雄

6番 清水司

7番 三浦栄子

8番

9番 鈴木孫城

10番

11番 三浦富美男

12番 佐藤正樹

13番 目黒千衣子

14番 山本義則

15番 伊藤賢一

16番 鈴木豊則

17番 鈴木誠孝

4. 欠席委員 (3 名) ※吉田会長を含む

5. 農業委員会業務報告(7月分)

6. 報告事項

報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 議事案件

議案第16号 農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 船木 聖 徳

副事務局長 佐藤 秀 樹

局長補佐 鈴木 俊 市

10. 会議の概要

事務局長

本日は、ご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。
ただ今から、令和5年度第5回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。今回の総会は、報告事項が1件、議事案件が2件であります。
始めに、吉田会長から挨拶をお願いいたします。

会 長

令和5年度第5回定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。
本日は、委員改選後初の定例総会です。
先月の臨時総会では、わたくしと戸部委員が、会長及び会長職務代理者に再選され、引き続き任を担うわけですが、皆様におかれましては、これまでと変わらず、ご協力の程をよろしくお願いいたします。
また、昨日は、新任の委員研修ということで、伊藤委員と原田委員に出席していただいております。大変お疲れさまでした。
一度の研修では、なかなか覚えきれないことあるかと思いますが、わからないことは、遠慮なく、わたくしたち先輩委員に聞いてください。

今後の活躍に期待しております。

また、8月31日には「市町村農業委員会地区別研修会」が開催予定でありますので、皆様のご出席をよろしくお願い申し上げます。

事務局長

ありがとうございました。

～ 吉田会長退席 ～

次に、総会の定足数についてであります。

本日は、8番 原田智也委員、10番 武田一雄委員から欠席の届出があり、出席委員は19名中17名であり、総会の定足数に達しております。

それでは、男鹿市農業委員会規則第10条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますが、会長が退席されたため男鹿市農業委員会規則第4条の規定により、議事の進行は戸部会長職務代理者をお願いいたします。

議 長

(戸部会長職務代理者) それでは、会長が退席されたため、私が議長職を代理いたします。

会議の進行にご協力願います。

男鹿市農業委員会規則第 19 条に規定する議事録署名委員については、どうお計らいしたらよろしいでしょうか。

(議長一任の声あり。)

議長一任の声がありますので、議事録署名委員に1番の佐藤洋介委員、2番の加藤和洋委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局の鈴木局長補佐を指名いたします。

議長

それでは、7月分の農業委員会業務報告を議題といたします。
事務局から報告をお願いいたします。

事務局

7月分の農業委員会業務について報告いたします。
(別紙により報告)
以上で終わります。

議長

ただ今の報告について何か質問等ありませんか。

(異議なしの声あり。)

議長

次に、報告第7号を事務局から説明をお願いいたします。

事務局

報告第7号、農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。
解約件数は5件で、この後の議案に関連します。

事務局

申請番号 1、土地の所在は北浦北浦字福ノ前〇番、田 5,936 m²、借受人は
払戸の北浦北浦字出口野の A、貸出人は潟上市の B、解約理由は貸人の都合
であり、引渡年月日は令和 5 年 7 月 11 日となっております。

申請番号 2、土地の所在は北浦北浦字沢田〇番他 4 筆、計 5 筆、田 8,210
m²、借受人は北浦西水口字堂ノ前の C、貸出人は潟上市の D、解約理由は貸
人の都合によるもので、引渡年月日は令和 5 年 7 月 11 日となっております。

申請番号 3、土地の所在は払戸字大堤〇番他 2 筆、計 3 筆、田 2,329 m²、借
受人は払戸字川向の E、貸出人は払戸字小深見の F、解約理由は貸人の都合
によるもので、引渡年月日は令和 5 年 7 月 11 日となっております。

申請番号 4、土地の所在は払戸字登田〇番 1 筆、計 1 筆、田 1,326 m²、借受
人は払戸字川向の G、貸出人は払戸字小深見の H、解約理由は貸人の都合に
よるもので、引渡年月日は令和 5 年 7 月 11 日となっております。

申請番号 5、土地の所在は福川字起上ケ〇番 2 筆、計 3 筆、田 4,052 m²、借受人は福川字福川の I、貸出人は福川字福川の J、解約理由は貸人の都合によるもので、引渡年月日は令和 5 年 6 月 26 日となっております。

以上です。

議 長

ただいまの報告について、何か質問等ございませんか。

(異議なしの声あり。)

議 長

それでは議事案件に入ります。

議案第 16 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて、男鹿市長より、別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の諮問がありましたので、審議を求めます。

事務局

今回は、所有権移転が 6 件であります。

議 長

審議に入りますが、議事参与案件等がありますので先議いたします。
農業委員会法第 31 条の規定により 17 番鈴木孫城委員は退席してください。

暫時休憩いたします。

(17 番鈴木孫城委員退席)

再開いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

申請番号 1、土地の所在地は福川字起上ケ○番 4 筆、田 6,440 m²、譲受人は福川字福川の A、譲渡人は福川字福川の B、対価は 10a 当り総額 1,200,000 円となっております。

議 長

申請番号1について質問等ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしということで、承認いたします。

暫時休憩いたします。

(17 番鈴木孫城委員着席)

議 長

再開いたします。

引き続き事務局から説明をお願いいたします。

事務局

申請番号 2、土地の所在地は北浦北浦字福ノ前〇番 7 筆、田 14,165 m²、譲受人は北浦西水口字堂ノ前の C、譲渡人は潟上市の D、対価は総額 1,000,000 円となっております。

事務局

申請番号 3、土地の所在地は払戸字登田○番 1 筆、田 1,326 m²、譲受人は払戸字川向の E、譲渡人は払戸字小深見の F、対価は総額 400,000 円となっております。

申請番号 4、土地の所在地は払戸字大堤○番 1 筆、田 906 m²、譲受人は払戸字川向の G、譲渡人は払戸字小深見の H、対価は総額 300,000 円となっております。

申請番号 5、土地の所在地は払戸字大堤○番 7 筆、田 8,038 m²、譲受人は払戸字川向の I、譲渡人は払戸字小深見の J、対価は総額 2,220,000 円となっております。

申請番号 6、土地の所在地は払戸字八郎新田○番 80 筆、田 1,064 m²、譲受人は秋田市の K、譲渡人は公益社団法人秋田県農業公社、対価は総額 1,600,000 円となっております。

事務局

以上で議案第 16 号の説明を終わります。

議 長

ただいまの説明について、何か質問等ございませんか。

(異議なしの声あり。)

議案第 16 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについては、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第 17 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 17 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。

今回は 2 件の申請がありました。

申請番号 10 の案件について説明いたします。

土地の所在は、野石字荒田沢〇番地、地目は畑、面積 2,901 m²で土地賃貸借の一時転用となっております。

転用の内容としては、赤土採取に供するものです。

借受人は野石字玉ノ池(株)加由建設、貸渡人は大潟村の A。

農地区分については第三種の農用地となっております。

採取面積は 2,558 m²、掘削の深さは1.5メートルであります。

また、農地復元計画書も提出されており、計画には欠陥はみられませんでした。

議 長

(現地確認報告)

現地を確認しました、1番佐藤洋介委員、4番鈴木和俊委員から代表説明委員として佐藤洋介委員、説明をお願いいたします。

1 番

(佐藤洋介委員)

それでは現地確認について報告いたします。

7月28日、午後1時00分から4番鈴木和俊委員、私、事務局の佐藤副局長

1 番

の3人で現地において建設業者との立ち会いを行いまして、現地の調査をいたしました。

現地の向かいには耕作している農地があり、立会いの業者には農作業等への影響がないように安全確保に努めるよう指導しておりますので、今回の一時転用は支障ないものと判断しました。

皆様の慎重審議をお願いいたします。

議 長

ただ今の説明に対し、何か質問はありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは引き続き事務局より、申請番号11の説明をお願いいたします。

事務局

申請番号 11 の案件について説明いたします。

土地の所在は、五里合箱井字狼沢〇番地 2 筆、地目は畑、面積 5,753 m²で土地賃貸借の一時転用となっております。

転用の内容としては、育苗用土採取に供するものです。

借受人は五里合中石字玉ノ池の(株)相重商会、貸渡人は五里合箱井字町屋田のB他1名。

農地区分については第三種の農用地となっております。

採取面積は2,558 m²、掘削の深さは1.5メートルであります。

また、農地復元計画書も提出されており、計画には欠陥はみられませんでした。

議 長

(現地確認報告)

現地を確認しました、1番佐藤洋介委員、4番鈴木和俊委員から代表説明委員として鈴木和俊委員、説明をお願いいたします。

4 番

(鈴木和俊委員)

それでは現地確認について報告いたします。

7月28日、午後1時30分から4番鈴木和俊委員、私、事務局の佐藤副局長の3人で現地において行政書士との立ち会いを行いまして、現地の調査をいたしました。

4 番

周辺に耕作している農地がなく、今回の一時転用は支障ないものと判断しました。

皆様の慎重審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、何か質問等ございませんか。

(異議なしの声あり。)

議案第 17 号、農地法第 5 条の案件に対し審議を求めることについては、原案どおり承認することに決定いたします。

議案については終了いたしました。

他にありませんか。

ないようですので、以上をもちまして、令和 5 年度第 5 回男鹿市農業委員会

議 長

定例総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

上記会議の顛末を証するため、下記に署名する。

令和5年8月8日

男鹿市農業委員会

議	長	吉	田	陽	一		
署	名	委	員	佐	藤	洋	介
署	名	委	員	加	藤	和	洋
書	記	鈴	木	俊	市		